

第 1 回貸切バス運賃料金 WG における課題と対応

キ口制、時間制運賃とは別に初乗り運賃を設定すべき。

- 出庫前の点呼・点検と帰庫時の点呼・点検を安全運行上必要な時間（計 2 時間）として時間制運賃の対象とし、以下の 2 案を検討。
 - 現行の最低時間（3 時間）に 2 時間を加えた 5 時間を最低時間とする。
 - 現行の最低時間（3 時間）を基本として、全ての運行時間に 2 時間を加える。

運転手の人件費を地域の全産業平均賃金により積算すべき

- 各ブロック毎の全職種平均給与月額（男子）と追加調査した各ブロックの標準能率事業者より回答のあった事業者（計 138 者）の平均給与月額との差の $1/2$ （和半）。

償却費を定期的に新車代替できる額まで引き上げるべき

- 各バス製造メーカーの車両販売価格の平均販売価格を算出した上で、追加調査した各ブロックの標準能率事業者より回答のあった事業者（計 123 者）の平均使用年数と法定耐用年数との差の $1/2$ （和半）。

サンプル数の少ないブロック（愛知県、京都府、奈良県、福岡県）について、参考調査事業者のデータを加味することを検討すべき

- 参考調査事業者のデータも加えた上で要素別原価を算定。

新制度への移行時の経過措置を設けるべき

以下の経過措置を通達に規定

- 1．一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更届出書に記載された運賃・料金の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

- 2．上記により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、運送申込書の備考欄に旧運賃を適用した旨を記載することとする。